

地域維持業務委託事務処理要綱（試行）

平成26年6月1日 制定
平成27年4月1日一部改正
平成28年6月1日一部改正
平成29年10月1日一部改正
平成30年10月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年11月16日一部改正
令和3年8月1日一部改正
令和4年6月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和6年12月5日一部改正
令和7年2月1日一部改正

1 趣旨

この要綱は、広島県土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務を委託する場合の事務処理に関し、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項について、その標準を定めるものとする。

2 定義

- (1) この要綱において、「地域維持事業」とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。）をいい、「地域維持事業に係る業務」とは、地域維持事業の特性等から建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者（以下「資格者」という。）に発注する業務をいう。
- (2) この要綱において、「地域維持型契約方式」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）第2の2（1）③に規定された地域維持事業の契約方式をいう。
- (3) この要綱において、「地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）」とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

3 発注方法

業務の発注方法は、業務の内容や地域における資格者の状況等に応じて一般競争入札方式、指名競争入札方式又は随意契約方式を選択するものとする。また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合等、地域の実情に応じて地域維持型契約方式の活用を図るものとする。

4 一般競争入札の事務処理

一般競争入札に付す場合は、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）によるものとし、その事務処理は、5から18による。

5 一般競争入札の対象業務

対象業務は、次のとおりとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、(1)の業務であっても、一般競争入札によらないことができるものとする。

- (1) 請負対象設計金額が1,000万円以上の植栽管理業務
- (2) 地域維持型JVに入札参加を認める業務
- (3) (1)及び(2)以外の業務のうち発注機関の長が事後審査型一般競争入札に付すことが適当であると認めた業務

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当する者でないこと。

イ 当該業務を行うために必要な業種について、建設工事執行規則第6条本文の資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。ただし、地域維持型JVに入札参加を認める場合においては、地域維持型JVの構成員が資格認定を受けていることを条件とすることとし、12(1)の知事の認定を受けるものとする。

ウ 当該業務の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限若しくは地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

エ 当該業務の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件業務

の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていないこと。
オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいてイの資格の再認定を受けていること。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいてイの資格の再認定を受けていること。

キ 当該業務の中に工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち維持管理に該当しない新設・改築等の工事を除く工事をいう。以下同じ。)を含めて発注する場合は、イの資格の認定に係る格付けの等級が、当該業務の請負対象設計金額の区分に応じ、建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)別表第4に定めるものであること。ただし、業務の内容や地域における資格者の状況等に応じて、選定要綱別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けの等級より上位の格付けの等級とすることができる。

ク 当該業務の中に工事を含めて発注する場合は、当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(イの資格の認定の基礎になっている経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。)が、一定の金額以上であること。ただし、地域維持型契約方式の活用により、複数年契約とする場合の年間平均完成工事高の取扱いについては、当該業務に含まれる工事の内容に応じて、当該工事の平均年割額(請負対象設計金額を業務実施年数で割った金額)とすることができる。

(2) 地域維持型JVに入札参加を認める場合は、(1)に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 地域維持型建設共同企業体取扱要綱第8条に掲げる事項

イ 他の入札参加希望者(他の地域維持型JVの構成員を含む。)と一定の資本関係又は人的関係のあるものではないこと。

(3) 業務の種類又は性質等によっては、(1)及び(2)に掲げる事項のほか、資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 当該業務の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定の地域内に有すること。

イ 当該業務と同種の業務の履行実績又は当該業務に含まれる工事と同一の業種の元請施工実績を有すること。

ウ 当該業務に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者(経験の有無及びその時期を指定することができる。)を配置(専任配置を条件とすることができる。)できること。

エ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

オ その他必要と認める事項

7 入札参加資格要件の決定等

地方機関の長は、当該業務の入札参加資格要件の原案を作成し、入札参加資格者状況表（別記様式第1号）を添えて、当該業務を発注する地方機関の指名業者等選考委員会（以下「地方機関選考委員会」という。）に諮りその意見に基づいて契約担当職員（規則第2条第1項の契約担当職員をいう。以下同じ。）が決定する。

8 公告

(1) 公告文の記載事項

契約担当職員は別に定める公告文例を参考に規則第17条第1号から第6号までのほか、次の事項を記載する。

ア 落札者の決定方法

イ 入札に参加する方法

ウ ア、イのほか、契約担当職員が必要と認める事項

(2) 公告の方法

公告は、県のホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への掲示等）により行う。
また、必要がある場合は、その概要を新聞等にも掲載する。

9 予定価格の事後公表

当該業務の予定価格は、契約締結後に公表するものとする。

ただし、電子入札案件に限る。

10 設計図書の閲覧

(1) 当該業務を発注する地方機関において、公告に定める期間に設計図書を閲覧に供する。

(2) 設計図書に対する質問は、設計図書に対する質問・回答書（別記様式第2号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

11 電子入札システムの使用

事後審査型一般競争入札は、原則として、広島県電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システム（県の機関等の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、入札から落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。以下同じ。）を使用して行うものとする（電子入札の対象とする。）。ただし、

発注機関の長が特に必要と認めた場合は、書面入札（電子入札システムを使用しないで入札から落札者決定までの手続きを行う入札等をいう。）によることができる。

12 地域維持型 J V に入札参加を認める場合の取扱い

- (1) 地域維持型 J V の代表者は、15 の資格要件確認書類の提出の際に、別に定める地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書を発注機関の長を経由して知事に提出し、知事の認定を受けなければならない。
- (2) 地域維持型 J V に入札参加を認める場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、地域維持型建設共同企業体取扱要綱に定めるところによる。

13 入札及び開札の手続き

- (1) 提出された入札書の手換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (2) 契約担当職員は、広島県電子入札実施要領に定めるところにより電子入札システムを使って入札書を一括開札するものとする。ただし、当該入札が書面入札である場合は、電子入札システムを使用することなく、公告した入札の場所において、開札時刻になったことを確認した後に入札者を立ち合わせて開札を行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 契約担当職員は、開札の結果、第一落札候補者（低入札価格調査制度対象業務（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により落札者を決定する業務をいう。以下同じ。）にあっては、予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた一人の入札者に限る。以下同じ。）を選定するものとする。

なお、当該入札が書面入札である場合であって、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムを使用することなく、これらの者にくじを引かせて一人の第一落札候補者を選定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、(2) の当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 契約担当職員は、(2) 及び (3) の手続き終了後、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。その際、契約担当職員は、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「資格要件の確認後、後日落札者を決定する。落札者を決定したときは、通知又は連絡する。」旨を宣言するものとする。ただし、当該業務が低入札価格調査制度対象業務である場合において、調査基準価格を下回る価格の入札があったときは、「資格要件の確認と併せて低入札価格調査を行った上で、後日落札者を決定する。」旨の宣言を行うものとする。

13の2 誓約書の提出

(1) 当該業務の入札参加者は、入札書の提出に併せ、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第10号）を発注機関の長に提出しなければならない。

(2) 提出方法等

ア 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出しなければならない。

イ 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を添付しなければならない（入札書について、電子入札システムにより提出する場合は、押印を不要とする。）。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、書面により提出しなければならない（入札時において、電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めないものとする。）。

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付しなければならない。

ウ 書面によらない場合は、AdobeReader DCで閲覧・印刷可能なものとする。

なお、書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出しなければならない。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難い場合は、別に定めることができる。

(3) 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出しなければならない。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者としめないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

(4) (1)から(3)までの趣旨は、8の公告に記載して入札参加者へ周知する。

14 再度入札の取扱い

再度入札は2回までとする。

15 資格要件確認書類の提出

(1) 13の開札手続終了後、契約担当職員は、資格要件確認書類提出依頼書（別記様式第5号）により、第一落札候補者に対し、公告に定める資格要件を満たすものであるか確認するための書類（以下「資格要件確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

る。

資格要件確認書類の提出期限は発注機関の長が定めるものとし、提出書類は次のとおりとする。

ア 資格要件確認書類提出書（別記様式第3号）

イ 技術者の資格調書（別記様式第4号）

ウ その他の資格要件の確認に必要な書類

(2) 契約担当職員は、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

(3) (1)又は(2)により契約担当職員から資格要件確認書類の提出を求められた者が次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、その者に対し指名除外を措置することがある。

ア 契約担当職員が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

(4) 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。

(6) (1)から(5)までの趣旨は、8の公告中に表示する。

16 技術者の資格調書に記載する配置予定技術者の取扱い

(1) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。

また、技術者の資格調書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

(2) 履行期間の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名除外を措置することがある。

(3) 技術者の資格調書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めないものとする。

(4) 落札後、業務の履行に当たって、技術者の資格調書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

17 落札者の決定方法

(1) 契約担当職員は、第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該業務の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者が資格要件を満たしている旨の決定をするものとする。第一落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（15(3)の規定により資格要件

を満たしていないものとみなす場合を含む。)は、その者が資格要件を満たしていない旨の決定をし、以下、資格要件を満たしている旨の決定をするまで順次、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者から15の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。この場合において、資格要件を満たしていない旨の決定がされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって(当該入札が書面入札であるときは、電子入札システムによらないくじ引きによって)落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。

(2) (1)の資格要件を満たしている旨の決定は、地方機関選考委員会の長の承認を得た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとし、(1)の資格要件を満たしていない旨の決定は、地方機関選考委員会の議を経た後、決裁権者の決裁を受けて行うものとする。

(3) (1)及び(2)の規定により資格要件を満たしている旨の決定がなされた場合には、入札執行者が落札者を決定した上で、契約担当職員は、落札者決定通知書(別記様式第6号)により、その旨を当該業務の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

(4) 地域維持業務に係る低入札価格調査制度対象業務において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、(1)の規定による審査に加えて地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱による調査を行った上で落札者を決定するものとする。

18 当該業務の資格要件を満たさない者の取扱い

(1) 17(1)及び17(2)の規定により資格要件を満たしていない旨の決定がなされた場合には、契約担当職員が入札の無効を決定した上で、その旨及びその理由を入札参加資格不適格通知書(別記様式第7号)により当該入札参加者に通知するものとする。

(2) (1)の規定により入札を無効とされた者は、資格要件を満たしていると認められないと判断した理由の説明を求めること(以下「不適格理由説明請求」という。)ができる。

(3) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、(1)の通知を行った日から起算して3日以内に、不適格理由説明請求書(別記様式第8号)を契約担当職員に提出しなければならない。

(4) 契約担当職員は、不適格理由説明請求書の提出を受けたときは、速やかに、不適格理由説明書(別記様式第9号)により回答するものとする。

19 指名競争入札及び随意契約の事務処理

- (1) 指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定については、6に規定する資格要件のほか、選定要綱に準じて行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、選定要綱第5条第3項、第4項及び第6条第1項の規定を適用しないことができる。

ア 当該業務の中に工事を含まない場合

イ 当該業務の内容や地域における資格者の状況等から対応可能な資格者が限られる場合

- (2) 一般競争入札の事務処理のうち9、11及び14の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

20 入札結果等の公表

入札及び契約に関する情報は、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（平成19年1月1日施行）の規定により入札結果等を閲覧に供する。ただし、公表の期間は、建設工事の例に準じて公表した日が属する年度及びその翌年度までとする。

21 配置技術者等の兼務の取扱い

技術者等（現場代理人を含む。）の配置を求める業務における建設工事の配置技術者等との兼務の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該業務の中に工事を含む場合は、建設工事の取扱いに準じる。
- (2) 当該業務の中に工事を含まない場合は、技術者等の専任配置又は常駐を求める業務を除き、建設工事の取扱いによる兼務制限の対象としない。

22 その他

- (1) 知事が特に必要と認めた場合は、この要綱の定めによらないことができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成28年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成29年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は平成30年10月1日から施行する。
- 6 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は令和2年11月16日から施行する。
- 8 この要綱は令和3年8月1日から施行する。
- 9 この要綱は令和4年6月1日から施行する。
- 10 この要綱は令和6年6月1日から施行する。
- 11 この要綱は令和6年12月5日から施行する。

12 この要綱は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。